

# 総合評価落札方式実施要領書 (簡易型)

工事名：桜ヶ丘アパート第3期建替工事（第2工区建築工事）

【契約番号：0723010013】

平成19年8月

横浜市まちづくり調整局

横浜市行政運営調整局

## 1 適用

本実施要領書は、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者として決定する総合評価落札方式（簡易型）を試行する次の工事に適用します。

- (1) 工事名：桜ヶ丘アパート第3期建替工事（第2工区建築工事）【契約番号：0723010013】
- (2) 工事場所：保土ヶ谷区岩崎町98番ほか
- (3) 工事概要：1号棟（RC造、地上3階建、延床面積862.38㎡、12戸）、3号棟（RC造、地上3階建、延床面積862.38㎡、12戸）
- (4) 工期：平成20年10月31日まで

## 2 実施スケジュール

入札公告から落札者決定までのスケジュールは次表のとおりです。

内容	日程
調達公告 設計図書のダウンロードの開始	平成19年8月28日
技術資料作成に関する質問書提出期限	平成19年8月31日12時
技術資料作成に関する質問書に対する回答	平成19年9月6日
技術資料及び入札参加資格確認資料の受付期間 入札期間	平成19年9月14日から 平成19年9月19日まで
開札予定日（注1）	平成19年10月3日
落札者決定、評価結果公表（注2）	平成19年10月中旬

（注1）入札参加者に対して予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）等を通知します。なおこの時点では評価値を計算しないため、当該最低価格入札者が必ずしも落札者となるとは限りません。

（注2）評価値の最も高い入札者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は、低入札価格調査を行いますので、落札者の決定及び評価結果の公表は表記日程より遅くなる場合があります。

## 3 提出を要する書類及び提出方法

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次のとおり必要書類を提出してください。

### (1) 提出書類及び部数

ア 入札公告に定める入札参加資格に関する提出書類（記載内容を証明する書類を含む。以下「入札参加資格確認資料」という。） 1部

イ 別表-1に定める書類（記載内容を証明する書類を含む。以下「技術資料」という。） 3部

### (2) 提出先となる部課名

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

行政運営調整局契約財産部契約第一課（関内中央ビル2階）

電話 045(671)2244

(3) 提出方法

直接持参してください。

(4) 提出期間

「2 実施スケジュール」に定める技術資料及び入札参加資格確認資料の受付期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(5) その他

ア 入札参加資格確認資料及び技術資料の一部でも提出のない場合は、当該入札を無効とします。

イ 入札参加資格確認資料及び技術資料の作成に要する費用は、提出する者の負担とし、提出した資料等は返還しません。

ウ 入札参加資格の確認は、入札公告本文5に定めるとおりです。

4 技術資料作成に関する質問・回答等

技術資料を作成するにあたり質問がある場合は、現場説明書に対する質問書と同様にEメールで送付して下さい。メールのタイトルを「【工事質問】桜ヶ丘アパート第3期建替工事（第2工区建築工事）」とし、法人名、代表者氏名、連絡先、工事名、質問事項を明記のうえ、「2 実施スケジュール」に定める期間内に次のメールアドレスへ送信してください。なお、評価基準に関する質問については受け付けません。

（メールアドレス [ma-tyo.jyudokouji@city.yokohama.jp](mailto:ma-tyo.jyudokouji@city.yokohama.jp)）

また、これに対する回答は「2 実施スケジュール」に定める日に、現場説明書に対する質問書の回答と同様に横浜市ホームページ（まちづくり調整局>公共建築部>工事入札質問の回答）に登載します。（施設整備課住宅担当（YSビル9階）でも閲覧できます。）

（アドレス <http://www.city.yokohama.jp/me/machi/archi/nyuusatu/index.html>）

なお、質問の内容が工業所有権等の排他的権利に関係する場合等には、「2 実施スケジュール」に定める日に直接質問者へファックスで回答することがあります。この場合、ホームページへの登載は行いません。

5 技術資料の評価項目及び落札者決定基準

技術資料の評価項目及び落札者決定基準は別表-2のとおりです。

6 技術資料の要求要件及び欠格事由

各評価項目において、一項目でも「欠格」に該当する場合（資料に記載がない、無関係の記載しかない等不適切な内容の場合）には、要求要件を満たしていないと判断します。この場合、技術評価点を計算せず、落札者としません。

また、本件工事における評価項目の詳細及び用語の定義は以下のとおりとします。

(1) 工程管理に係る技術的所見は、「工事全体の工程管理に関すること」とします。

(2) 施工上の課題に係る技術的所見は、「限られた施工ヤード内での施工計画」とします。

(3) 施工上配慮すべき事項は、「近接地に家屋が多数存在することに対する施工上の配慮」とします。

(4) 安全管理に留意すべき事項は、「幼稚園利用者、竣工済み市営住宅入居者及び近隣住民に対す

る公衆災害の防止に関すること」とします。

(5) 同種工事とは、「市営（公営）住宅新築工事」をいいます。

(6) 同一登録工種とは、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱別表1に定める「建築」をいいます。

## 7 入札及び開札

(1) 入札は電子入札により行います。

(2) 入札方法等は入札公告本文3に定めるとおりです。

(3) 入札期間は、「2 実施スケジュール」で示した期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後8時まで。ただし、最終日は午後5時まで）のとおりです。

(4) 開札予定日に入札参加者に対して最低価格入札者名、当該入札金額及び調査基準価格を通知します（この時点では評価値の計算はされていませんので、当該最低価格入札者が必ずしも落札者となるとは限りません。）。

## 8 総合評価落札方式による評価の方法

### (1) 技術資料の審査及び技術評価点の算出

ア 提出された技術資料について、別表-2の技術資料の評価基準等に基づき厳正かつ公平に評価、審査します。

イ 審査の経緯は、原則として非公開とします。なお、審査の過程において、提案内容に対するヒアリングを行う場合があります。実施する場合のみ該当者に連絡します

ウ 技術資料の審査の基準日は「2 実施スケジュール」に定める入札期間の最終日（技術資料の受付期間の最終日）とします（ただし、基準日を別に定める場合を除きます。）。

エ 審査の結果、評価項目ごとの最低限の要求要件を満たす場合に標準点（100点）を与え、さらに技術資料の内容に応じて、評価基準に基づき加算点を与え、技術評価点を算出します。

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点

オ 評価項目のうち、一項目でも「欠格」の評価基準に該当した場合は、要求要件を満たしていないと判断し、技術評価点の算出を行わず、落札者としません。

### (2) 評価値の算出

(1)により技術評価点を算出した後、開札を行い、次の式により評価値を算出します。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

ただし、算出方法は以下のとおりとします。

ア 標準点は100点とします。

イ 上記の入札価格は消費税及び地方消費税を除いた価格とし、単位は億円単位とします。

ウ 評価値は、小数点以下第4位未満を切り捨てます。

## 9 落札者の決定方法

(1) 次のアからエまでの要件にすべて該当する入札者のうち、8（2）により算出する評価値が最も高い者を落札者予定者とします。なお、評価値が最も高い者が2者以上あるときには、当該者にくじを引かせて落札予定者を決めます。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 入札者が提出した技術資料が、6に定めた最低要求要件をすべて満たしていること。

ウ 評価値が標準点を予定価格（単位：億円）の105分の100で除して得た数値を下回っていないこと。

エ 入札公告に定める入札参加資格をすべて満たしていること。

(2) 評価値の最も高い者の入札価格が調査基準価格未満である場合の取扱は入札公告本文7によります。

(3) 落札予定者が決定した後に、学識経験者の意見聴取を行い、その結果を考慮し、落札者を決定します。

#### 10 評価結果等の公表

評価結果等（落札者及び入札者の評価結果等）は、落札者の決定後、横浜市ホームページで公表します。

#### 11 落札者の施工方法等

落札者は、提出した技術資料に基づき施工しなければなりません。また、技術提案等に係る設計変更等は原則として行いません。

#### 12 技術提案等が達成されなかったときの取扱

(1) 入札参加者の技術資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱の規定に基づき停止措置等を行います。

(2) 落札者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、落札者は本市の指定する期間内に次の式により算出した違約金を支払わなければなりません。

$$\text{違約金（税抜き）} = A - \frac{B + C \ 2}{B + C \ 1} \times A$$

A：当初の入札価格

B：標準点（100点）

C 1：入札時の技術提案等に基づく加算点

C 2：技術提案等が達成できなかった場合の加算点

計算の過程では、小数点以下第4位未満を切り捨てます。

#### 13 評価結果に対する苦情申立て

評価結果に対して不服がある入札参加者は、書面により次のとおり苦情を申し立てることができます。

(1) 申立て先

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

都市整備局公共事業調査室公共事業調査課（第一総業ビル4階）

電話 045(671)4084

(2) 申立て期間

評価結果の公表の日から起算して14日以内。なお受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

#### 14 その他

- (1) 本市が配布する資料等は入札参加に係る検討以外で使用することを禁じます。
- (2) 提出された技術資料の内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、本市が無償で使用できるものとします。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではありません。
- (3) 技術資料に関する事項が他の者に知られることのないように、取り扱うものとします。また提出者の了承を得ることなく、その一部を採用することはありません。

## 提出する技術資料

分類資料	評価分類	評価項目	具体的評価項目	添付資料	様式
技術資料	技術資料提出書 (表紙)				1号
	企業の技術力	簡易な施工計画	工程管理に係る技術的所見		2号
			施工上の課題に係る技術的所見 (限られた施工ヤード内での 施工計画)		4号
			施工上配慮すべき事項 (近接地に家屋が多数存在する ことに対する施工上の配慮)		5号
			安全管理に留意すべき事項 (幼稚園利用者、竣工済み市 営住宅入居者及び近隣住民に 対する公衆災害の防止に關す ること)		6号
	企業の施工能力	同種工事の施工実績	過去11年間の同種工事の施工 実績	施工実績を証明する 書類(契約書の写し 又はコリンズ登録の 写し等)	8号
		工事成績評定点の 実績	過去2年間の同一登録工種で の工事成績評定点80点以上の 回数	評定点が記載されて いる工事完成検査結 果通知書の写し	9号
		配置予定技術者の 施工経験	過去11年間の配置予定技術者 の同種工事の施工経験	施工経験を証明する 書類(コリンズ登録 の写し等)	11号
	企業の社会性・ 信頼性	横浜市災害協力業 者名簿の登載	横浜市災害協力業者名簿登載 の有無		14号

## 評価項目及び落札者決定基準

評価分類	評価項目	評価項目詳細	様式	記入方法	添付資料	評価基準	配点
企業の技術力	簡易な施工計画	工程管理に係る技術的所見	2号	本件工事の概略工程表及び工程管理に係る技術的所見を記入して下さい。 指定の様式をそのまま使用するか、項目を必要に応じて追加して記入してもかまいませんが、A4サイズ2枚あるいはA3サイズ1枚までを限度とします。 なお、技術的所見を記入していないもの、または技術的所見のみしか記入していないものは欠格とします。	なし	工程管理が適切であり、工程上重要な項目が記載されている。	6.0
						工程管理が適切である。	3.0
						不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0.0
						不適切である。(欠格)	欠格
		施工上の課題に係る技術的所見	4号	指定された施工上の課題について、その対策及び技術的所見を記入して下さい。 指定の様式(A4)1枚とします。	なし	課題に対して、現場条件を踏まえて適切であり、重要な項目が記載されている。	6.0
						課題に対して適切である。	3.0
						不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0.0
						不適切である。(欠格)	欠格
		施工上配慮すべき事項	5号	指定された施工上配慮すべき事項について、その対策及び技術的所見を記入して下さい。 指定の様式(A4)1枚とします。	なし	配慮すべき事項に対して、現場条件を踏まえて適切であり、重要な項目が記載されている。	6.0
						配慮すべき事項に対して適切である。	3.0
						不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0.0
						不適切である。(欠格)	欠格
安全管理に留意すべき事項	6号	指定された安全管理に留意すべき事項について、その対策及び技術的所見を記入して下さい。 指定の様式(A4)1枚とします。	なし	留意すべき事項に対して、現場条件を踏まえて適切であり、重要な項目が記載されている。	6.0		
				留意すべき事項に対して適切である。	3.0		
				不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0.0		
				不適切である。(欠格)	欠格		

## 評価項目及び落札者決定基準

評価分類	評価項目	評価項目詳細	様式	記入方法	添付資料	評価基準	配点
企業の 施工能力	同種工事の 施工実績	過去11年間の同種工事の施工実績(1)	8号	平成8年4月1日以降に完成した同種工事の元請としての施工実績を記入して下さい。なお、本市発注工事(2)での実績がある場合は、それを優先して記入してください。またその内容を証明するため、右記資料を添付資料欄に資料名を記入のうえ、添付して下さい。	施工実績を証明する書類(契約書の写し又はコリンズ登録の写し等)	平成8年4月1日以降に完成した本市発注の同種工事の元請としての施工実績がある。	4.0
						平成8年4月1日以降に完成した本市発注以外の同種工事の元請としての施工実績がある。	2.0
						実績なし	0.0
	工事成績 評定点の 実績	過去2年間の同一登録工種工事での工事成績評定点80点以上の回数	9号	平成17年4月1日以降に完成した本件工事と同一登録工種に係る本市発注工事(2)の工事完成検査結果通知書の評定点が80点以上のものについて記入して下さい。また内容を証明するための右記資料を添付して下さい。	工事完成検査結果の写し	平成17年4月1日以降に完成した本件工事と同一登録工種で評定点80点以上の本市発注工事が2件以上ある。	4.0
						平成17年4月1日以降に完成した本件工事と同一登録工種で評定点80点以上の本市発注工事が1件ある。	2.0
						該当なし	0.0
	配置予定 技術者の 施工経験	過去11年間の配置予定技術者の同種工事の施工経験(1)	11号	配置予定技術者の有する、平成8年4月1日以降に完成した同種工事の元請としての施工経験(主任技術者、監理技術者、現場代理人としての経験のみ)を記入して下さい。なお、本市発注工事(2)での経験がある場合は、それを優先して記入してください。またその内容を証明するため、右記資料を添付資料欄に資料名を記入のうえ、添付して下さい。	施工経験を証明する書類(コリンズ登録の写し等)	平成8年4月1日以降に完成した本市発注の同種工事の元請としての施工経験(主任技術者、監理技術者、現場代理人としての経験)がある。	4.0
						平成8年4月1日以降に完成した本市発注以外の同種工事の元請としての施工経験(主任技術者、監理技術者、現場代理人としての経験)がある。	2.0
						経験なし	0.0
企業の 社会性・ 信頼性	横浜市災害協力業者名簿の登載	横浜市災害協力業者名簿登載の有無	14号	平成18年度横浜市災害協力業者名簿の登載の有無を記入して下さい。	なし	平成18年度横浜市災害協力業者名簿に登載がある。	2.0
						平成18年度横浜市災害協力業者名簿に登載がない。	0.0
各評価項目の満点の合計							38.0

- 1 共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が10分の2以上のものに限ります。その場合は出資比率を証明する書類(JV協定書の写し等)を合わせて提出して下さい。
- 2 本市発注工事には、水道局、交通局及び病院経営局発注工事を含まず。